様式第9号（第5条関係）

出雲市大社水産物荷捌所使用料還付決定通知書

住　　　所　〒

団　体　名

氏 名　　　　　　　　　　　　様

下記のとおり使用料の還付を決定しましたので通知します。

出雲市長

|  |  |
| --- | --- |
| 利用承認 | 年　　　月　　　日 |
| 利用日時 |  年　月　日（　曜）　時　分～　時　分 年　月　日（　曜）　時　分～　時　分 |
| 利用施設等 |  |
| 還付の理由 |  |
| 還付金の内容 | 施設等名 | 既納の使用料 | 還付率 | 還付額 |
|  | 円 | ％ | 円 |
|  | 円 | ％ | 円 |
| 還　　付　　金　　合　　計 | 円 |
| 還付金振込先 | 　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　支店 |
| 口座番号 |
| 名義人 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。